

2 人権・生活

関連予算の執行額

(単位：千円)

会計 区分	予算科目			予算執行額
	款	項	目	
一般	02 総務費	01 総務管理費	13 消費者行政推進費	270,404
一般	02 総務費	02 企画費	02 計画調査費	180,771
一般	02 総務費	02 企画費	03 運輸交通対策費	2,581,191
一般	02 総務費	02 企画費	04 青少年女性対策費	78,766
一般	02 総務費	06 防災費	01 防災総務費	675,221
一般	02 総務費	06 防災費	02 消防指導費	92,299
一般	03 民生費	01 社会福祉費	10 人権施策推進費	128,979
一般	04 衛生費	01 公衆衛生費	03 予防費	1,497,465
一般	04 衛生費	02 環境衛生費	02 食品衛生指導費	193,574
一般	04 衛生費	02 環境衛生費	03 環境衛生指導費	395,506
一般	07 商工費	01 商業費	02 商業振興費	1,196,548
一般	07 商工費	02 工鉱業費	03 銃砲火薬ガス等取締費	11,470
一般	08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	247,457
一般	08 土木費	02 道路橋りょう費	04 交通安全対策費	1,877,566
一般	09 警察費	01 警察管理費	02 警察本部費	1,534,126
一般	09 警察費	01 警察管理費	03 警察施設費	347,534
一般	09 警察費	01 警察管理費	04 運転免許費	343,767
一般	09 警察費	02 警察活動費	01 警察活動費	2,095,974
一般	10 教育費	01 教育総務費	04 教育指導費	517,914
一般	10 教育費	06 社会教育費	04 文化の森総合公園文化施設費	735,789

1 人権を尊重する社会づくりの推進

1 人権教育・啓発の推進（人権課，人権教育課，生涯学習政策課，文化の森振興総局）

1(1) 人権啓発の推進

平成 16 年 12 月に策定された「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき，人権尊重理念の普及高揚を図るため，人権全般及び同和問題をはじめ個人権課題に係る啓発事業を推進し，差別意識の解消・人権意識の高揚に努めた。

ア 人権啓発資料の作成

県民の人権意識の高揚を図るため，人権啓発冊子・同和問題啓発テキスト等を作成，配布するとともに啓発に活用した。

イ 啓発研修

自治研修センター及び関係行政機関等が開催する研修会等に人権啓発推進員を派遣し，同和問題をはじめとする人権課題について啓発を図った。

実施回数 年間 116 回

ウ 人権啓発指導者養成研修

市町村職員等を対象として，県下における人権啓発の指導者養成研修を実施した。

開催日 平成 21 年 3 月 19 日（木）

場 所 徳島グランヴィリオホテル

参加人員 36 名

エ マスメディア広報

人権意識の普及高揚を図るため，マスメディアを利用した広報を行った。

(ア) 新聞広報

徳島新聞等に啓発記事を掲載した。

(イ) ラジオ番組

県啓発広報番組「むすんでひらいて」（5 分間）において，同和問題をはじめとする人権課題について県民への啓発を図った。

放送回数 毎土曜日 計 52 回

(ウ) ラジオスポット広報

ラジオスポット（1 回 15 秒）を利用し，啓発を行った。

放送回数 平成 20 年 12 月 4 日～10 日 1 日延べ 4 回 計 28 回

オ 人権フェスティバル

さまざまな人権問題の啓発事業により多くの人々の参加を促し，基本的人権の尊重とその擁護について正しい理解と広く人権思想の普及高揚を図ることを目的に，各種啓発事業を一体的，総合的に実施する人権フェスティバルを開催した。

開催日 平成 20 年 11 月 1 日（土）

場 所 徳島県郷土文化会館

主な内容 講演会，人権パネル展等の実施

入場者数 約 4,000 名

カ 人権啓発活動市町村委託事業

市町村に人権啓発事業の委託を行い、県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚を図った。

委託金額 19市町 13,346,000円

キ あったかハートでラッピング事業

「あったかな気持ち」の「人権意識を高めるための標語やイラスト」で路線バスをラッピングし、「走る人権啓発」を行った。

運行期間 平成20年10月～平成21年3月

ク 人権啓発推進市町村モデル事業

地域に根ざした創意工夫のある人権啓発の取組について提案のあった市町村に委託を行い、市町村との連携のもと、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚を図った。

委託金額 1町 800,000円

ケ みんなが主役の人権啓発推進事業

県内のNPOや市民活動団体などから人権啓発推進に関する様々な事業を募集し、県の設置する審査委員会において適当と認められた事業について事業を委託した。県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚、市民活動団体の育成を図った。

委託金額 12団体 6,249,536円

1(2) 人権教育啓発推進センターの運営

ア 指定管理者による施設運営

人権尊重の理念を広く県民に普及し、さまざまな人権問題の解決に資するために設置された徳島県立人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」では、指定管理者であるNPO法人ヒューマンライツ文化・福祉ネットワークにおいて、施設の運営及び啓発講座やイベント等の事業を実施した。

指定管理料 65,100,000円

イ 相談事業の実施

弁護士による人権相談	毎月1・3金曜日	計23回
人権擁護委員による人権相談	毎月2・4土曜日	計24回

1(3) 人権教育の推進

ア 「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育の推進

「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育を推進するため、学校教育及び社会教育両面において、あらゆる機会を捉えて、普及促進に努めた。

イ 学校計画訪問等

学校における人権教育の推進を図るため、計画訪問指導を実施するとともに、市町村教育委員会及び関係機関において実施されている研究会へ要請により指導主事を派遣し、指導助言を行った。

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
計画訪問指導	53園	73校	33校	15校	5校

ウ 管理職等研修

校長，教頭等の資質及び指導力の向上を図るため，研修を実施した。

名 称	参 加 人 員
管理職人権教育研修会（小・中）	606 人
管理職人権教育研修会（高・特別支援）	150 人

エ 人権教育主事研修

学校における人権教育の推進者となる人権教育主事の資質及び指導力の向上を図るため，研修を実施した。

名 称	参 加 人 員
人権教育主事研修会	355 人

オ なるほど人権教育セミナーの開催

学校における人権教育の推進に当たっては，指導者である教職員自身が人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが重要であることから，普遍的な視点及び個人権課題に関する密度の濃い研修を実施し，教職員のさらなる資質の向上と人権教育の充実を図った。

名 称	実 施 回 数	参 加 者 数
なるほど人権教育セミナー	9 日間・17 講	延べ 692 人

カ 文部科学省人権教育研究指定校

指 定 校	研 究 期 間	研 究 発 表	参 加 人 員
鳴門東小学校	平成 19 年～ 20 年	平成 20.11.12	294 人
中野島小学校	平成 20 年～ 21 年		
三加茂中学校	平成 19 年～ 20 年	平成 20.11.7	272 人
由岐中学校	平成 20 年～ 21 年		

キ 県教育委員会人権教育研究指定校

指 定 校（園）	研 究 期 間	研 究 発 表	参 加 人 員
鳴門東幼稚園	平成 19 年～ 20 年	平成 20.11.12	24 人
大野幼稚園	平成 20 年～ 21 年		
阿南養護学校	平成 19 年～ 20 年	平成 20.11.11	220 人
辻高等学校	平成 20 年～ 21 年		

ク 中・高生による人権交流事業の実施

県内の中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が各ブロックにおいて，生徒実行委員会活動や先進地研修を重ねた上で人権交流集会を実施した。この集会には 505 名の参加があり，人権に

ついて語り合うことを通して人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図り、様々な人権問題を解決する実践力を身につけた生徒の育成に努めた。

ケ 「ふれあい人権劇発表会」事業の実施

人権尊重をテーマとした劇や映画・ビデオ等の創作活動を通して、人権教育や人権啓発の実践意欲を促すとともに、創作物の資料化・教材化を行い、その活用を図ることで人権意識の高揚に努めた。

応募総数 21点

コ 人権教育指導員の委嘱

人権教育指導員を 50 名委嘱し、人権意識の高揚と人権問題解決のために各種研修会等において指導助言を行った。

実施回数	参加者数
延べ 395 回	延べ 21,092 人

サ 人権教育資料、教材等の整備

社会教育における人権教育資料（V）を作成するとともに、過去の資料を電子媒体（インターネット）で公開した。

シ 青年による人権教育交流推進事業の実施

人権の視点に立った大学生などによるサークル活動の実践力の養成と学校等における人権教育の推進を図るため、サークル等に相互交流と研修の機会を提供し、優れた活動を選出した上で学校等の要請により派遣を行った。

ス 人権教育に関する指導者の研修

人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図るため、社会教育主事や社会教育施設関係者等を対象に研修会を実施した。

名称	参加人員
人権教育指導者研修会	延べ 104 人

セ 識字学級交流推進費補助

識字学級を開設している市町村に助成し、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決と識字学級の相互の交流及び学校や社会教育団体等との交流活動を積極的に推進するとともに社会啓発活動の促進に努めた。

ソ 文化の森人権問題啓発事業

識字学級制作の作品や啓発資料を展示するとともに、啓発ビデオを上映する人権啓発展を開催し、県民の人権意識を高め、人権問題の解決に努めた。

タ 「とくしま教育の日」人権教育・啓発資料展の実施

人権教育・啓発資料等を「とくしま教育週間」中に県立総合教育センターで展示し、県民への人権教育・啓発の推進に努めた。

チ 「ハート to ハート つながる two ハート」事業

県民がショートレター等による家族や友人間での双方向のやりとりを作品として制作すること及び県教委が人権教育教材や資料に優秀作品を活用することにより、人権意識の高揚を図った。

応募総数 1,378 点

ツ 人権教育推進のための調査研究事業（文部科学省委託事業）の実施

人権尊重社会の実現に向け，社会教育における人権教育を一層推進するために，県及び再委託先においてモデル事業を実施し，子どもと保護者が共に人権について学ぶことができる学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究を行い，その成果の普及に努めた。

2 男女共同参画社会の形成

1 平等を基礎とした男女共同参画の促進（男女参画青少年課）

1(1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

ア 県の審議会等への女性委員の選任割合の拡大

区分	審議会等の設置数	委員数	女性委員数	女性の占める率
平成 21 年 4 月 1 日	62	1,004 人	455 人	45.3 %

イ 女性の人材育成と研修の充実

1(2) 家庭・地域等における男女共同参画の推進

ア 地域における啓発・研修事業

地域における男女共同参画を推進するため，県東部の藍住町及び県西部の美馬市において「男女共同参画講演会」を実施した。

美馬市 平成 20 年 12 月 14 日 参加者 150 名

藍住町 平成 21 年 2 月 7 日 参加者 230 名

1(3) 男女共同参画推進拠点の利用促進

時代の要請や県民のニーズに即した，本格的な男女共同参画推進拠点として整備した徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」の利用を促進した。

平成 20 年度来所者数 42,238 人

1(4) 総合相談体制の充実・強化

女性のための総合相談事業として，「フレアとくしま相談室」で電話相談をはじめ，面接相談，法律相談を行った。

電話相談 1,043 件，面接相談 60 件，法律相談 59 件

2 個人の尊重と男女平等意識の確立（男女参画青少年課）

2(1) 男女共同参画の広報・啓発

ア 男女共同参画社会の早期実現を目指して，計画的かつ効率的な施策を推進するため，7 月 7 日

から7月13日までの1週間を「徳島県男女協調週間」に、7月11日を「徳島県男女協調の日」とし、男女共同参画に関する講演会や作品展示等を開催した。

イ 男女共同参画の総合的な推進拠点である男女共同参画交流センター「フレアとくしま」において「フレアとくしま100講座」を実施した。

ウ 男女共同参画についての理解と認識を深めるため、県民の新たな視点や手法による企画提案事業として、女性のチャレンジ支援、DV防止対策、男女共同参画の視点からの少子化対策など、11事業を実施した。

2(2) 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画の推進

配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け、若年層向けDV防止啓発として大学2校、県立学校5校で「デートDV防止ワークショップセミナー」を開催した。また、関係法令の改正及び県の各種施策の推進状況等を踏まえ、平成21年3月に「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」の改正を行った。

3 男女の働く権利の保障と条件整備（商工政策課）

3(1) 商工自営業における女性の地位向上

ア 商工会、商工会議所の女性部活動への支援

商工会等経営支援団体の指導支援体制の充実・強化を図る中で、女性部活動の支援を図った。

商工会 29団体

商工会議所 6団体

4 総合的な推進体制の整備（男女参画青少年課）

4(1) 「徳島県男女共同参画基本計画」の推進

平成19年3月に策定した「徳島県男女共同参画基本計画」に基づき、「男女共同参画立県とくしま」の実現を着実に推進した。

3 ボランティア活動の推進

1 ボランティアの気運づくり（県民との協働課）

1(1) 地域活力再生に向けたボランティア活動の促進

複雑・多様化した地域の課題解決に向けて、県民一人ひとりによる自発的なボランティア活動など「地域活力の再生」を目指し、とくしまボランティア推進センターにおいて、少子化時代における次世代の育成、セカンドライフにおける地域貢献の促進、災害に強い地域の育成など、今日的なテーマ性を持った人材育成、広報・啓発等の各種事業を実施した。

2 ボランティア活動支援の充実（県民との協働課，県土整備政策課）

2(1) 活動拠点の運営

ア とくしま県民活動プラザにおける活動支援の推進

NPO，ボランティア団体等の社会貢献活動団体の活動・交流の場として，とくしま県民活動プラザを運営し団体等の活動を支援した。

2(2) 活動環境の整備

ア アドプト・プログラム県民運動の推進

新しい県づくり・地域づくりとして，県民との協働によるアドプト・プログラムを県下の河川，道路，港湾，公園に広く普及させるとともに，公共土木施設以外の公の施設への導入も推進した。

イ アドプト活動への支援

県管理の土木施設等に係るアドプト契約団体に対し，看板設置等の支援を行った。

4 生活衛生の確保

1 食品衛生対策の推進（生活衛生課）

1(1) 食品衛生対策の推進

ア 食品衛生監視・指導の強化及び試験検査体制の充実

(ア) 食品衛生の監視

項目	対象数	監視延件数
許可施設	17,497 件	8,133 件
許可不要施設	9,789	6,017
計	27,286	14,150

(イ) 食品の収去試験

項目	検査件数	不適件数	不適率
微生物検査	9,174 件	491 件	5.4 %
化学検査	2,505	25	1.0

(ウ) 食中毒発生状況

項目	発生件数	摂取者数	患者数	死者数
発生件数等	4 件	92 人	65 人	0 人

1(2) 食肉衛生対策の推進

ア 食肉等検査体制の充実強化

(ア) と畜検査状況

食肉用として出荷されたすべての牛についてBSE検査を実施した。

また、腸管出血性大腸菌O-157等の遺伝子レベルでの検索を行った。

夏休み期間中に小学生を対象とした「親子体験教室」を実施し、食肉検査についての理解が得られた。

12月には、徳島保健所において、集団給食施設従事者、消費者が参加した「食の安全に関するリスクコミュニケーション」を開催し、食肉の安全性確保の取組について、消費者に正確な情報を発信、共有することで食肉に対する不信・不安感を払拭し、相互理解を図った。

区分	と畜検査頭数	と畜検査に基づく 全部及び一部廃棄頭数
牛	9,419	5,456
豚	202,786	107,522
馬	36	20
とく(子牛)	51	37
めん羊山羊	0	0
合計	212,292	113,035

2 動物愛護管理対策の推進(生活衛生課)

2(1) 動物愛護思想及び動物の適正飼育の普及・啓発の推進

ア 犬の登録と注射及び立入調査等状況(単位:頭,件)

事項	実績数
登録頭数	3,618 (43,309)
狂犬病予防注射数	29,741
立入調査件数	164
措置命令件数	4

()内は登録原簿記載頭数

イ 犬及びねこの捕獲等処分頭数 (単位：頭・匹)

事項		実績数
A	徘徊犬捕獲数	2,062
	犬引取り数	1,023
	負傷犬収容数	36
B	返還犬数	190
	譲渡犬数	174
C	処分犬合計数 (A - B)	2,757
D	ねこ引取り数	2,457
	負傷ねこ収容数	61
E	返還ねこ数	8
	譲渡ねこ数	43
F	処分ねこ数 (D - E)	2,467
G	犬・ねこ処分合計数 (C + F)	5,224

2(2) 動物愛護思想及び適正飼育の普及啓発

動物愛護管理センターを拠点とし、各種の動物愛護事業を実施し、動物愛護思想の普及啓発や動物の適正な飼育管理の指導を行った。

平成 20 年度動物愛護関係事業

事業	内容	開催回数
動物愛護啓発事業	動物ふれあい教室	80
	動物ふれあい移動教室	8
	動物ふれあい訪問	4
	夏休み一日体験学習	3
動物適正飼養啓発事業	しつけ方教室 (講師派遣含む)	15
	適正飼養講習会	28
獣医療	負傷動物の治療	
その他行事	動物ふれあいフェスタ 2008	
	動物愛護のつどい	
	飼い主をさがす会同窓会	
	シンポジウム 2009	

2(3) 動物由来感染症の予防体制整備及び普及啓発

「徳島県動物由来感染症対策検討会」の運営状況

名 称	開催回数
徳島県動物由来感染症対策検討会	3 回

3 生活衛生対策の推進（生活衛生課）

3(1) 営業施設に対する監視と指導の強化

ア 生活衛生監視指導状況

日常の監視活動の中で、衛生的管理が十分にとれていない施設に対して監視指導を実施し、営業者自身の衛生的管理に対する意識を定着させた。

業種	施設数	監視延件数	監視指導率
理容所	1,265 件	87 件	6.9 %
美容所	2,003	137	6.8
クリーニング所	889	102	11.5
興行場	23	1	4.3
公衆浴場	216	162	75.0
計	4,396	489	11.1

4 水道施設の整備（生活衛生課）

4(1) 水道施設の整備促進

平成 19 年度末における水道の整備状況は、行政人口 794,508 人に対し給水人口 755,577 人で、普及率は 95.1%である。

水道の施設数は、上水道 19 施設，簡易水道 122 施設，専用水道 49 施設，計 190 施設となっている。

(推移表)

区 分	単位	昭和 55 年度	平成 2 年度	平成 11 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
行政人口	人	823,726	828,588	827,052	814,378	810,285	805,028	800,421	794,508
給水人口	人	728,420	725,545	764,759	759,810	760,301	755,877	756,739	755,577
普及率	%	88.4	90.7	92.5	93.3	93.8	93.9	94.5	95.1
水道施設数	カ所	217	221	199	203	200	193	193	190
内 訳	上水道	"	30	29	30	30	25	19	19
	簡易水道	"	155	157	141	127	127	126	126
	専用水道	"	32	35	28	46	48	48	48
飲料水供給施設	"	125	140	136	127	127	123	111	111

補助事業は9カ所で、延べ総事業額約11億7千万円(うち約2億9千万円は繰越)で整備が図られた。

(平成20年度水道施設整備費国庫補助事業実施表)

事業の種類	実 施 カ所数	計画給水 人 口	総事業費	左の内訳	
				国庫	その他
上水道 国庫補助事業	カ所 4	159,000	千円 735,535 (288,123)	千円 112,125 (43,682)	千円 623,410 (244,441)
簡易水道 国庫補助事業	5	11,320	433,803 (0)	136,651 (0)	297,152 (0)
計	9	170,320	1,169,338 (288,123)	248,776 (43,682)	920,562 (244,441)

(注)()書きは繰越額で内数

5 消費生活の充実

1 消費者の安全・安心の確保(県民くらし安全局)

1(1) 消費者基本条例の運用

消費者基本条例の運用により、消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、条例に基づき策定した消費者基本計画の施策を推進した。

徳島県消費生活審議会の運営

開催年月日	内 容
平成 20 年 5 月 29 日	・「県の消費者行政を推進するための組織体制について」ほか
平成 21 年 3 月 10 日	・「県消費者行政の推進について」ほか

1(2) 消費者情報センターの運営

消費者問題に対して、民間が有するノウハウ、柔軟性による一層のきめ細かなサービスが行えるよう、相談業務を委託して、適切な部局・機関へつなぐ「ワンポイント・サービス」を実施するなど、より迅速・適切な相談や助言を目指し、消費者情報センターを運営した。

平成 20 年度相談件数 4,473 件

1(3) 消費者関連法令に基づく指導

ア 特定商取引に関する法律による指導

訪問販売等の取引の適正化及び購入者等の利益の保護を図るため、特定商取引法の遵守について指導に努めた。

イ 家庭用品品質表示法・消費生活用製品安全法による指導

消費者による商品の適正な選択を確保し、生命又は身体に対する危害の発生等を防止するため、販売業者に対し立入検査を実施し、表示の不備、不適正事項等の指導に努めた。

平成 20 年度立入検査の状況

事項	内訳 検査店舗数	検査件数	内訳		
			適正表示	無表示	不適正表示
家庭用品品質表示法	店 80	件 1,245	件 1,243	件 0	件 2
消費生活用製品安全法	48	207	207	0	0

ウ 消費生活協同組合の指導育成

県下に活動中の生協（地域生協 5，職域生協 3，連合会 1，合計 9 組合）に対し、消費生活協同組合法の運用を通して指導・育成に努めた。

エ 物価対策事業の推進

消費者の物価に対する関心や知識を深め合理的な購買行動を助長するため、ホームページへの掲載や展示会を開催するなど、物価情報の提供を行った。

徳島県消費生活ホームページ「とくしまの暮らし」 毎月
物価動向の情報把握・提供 毎月

オ 公正な取引の確保

不当景品類及び不当表示防止法の運用を行うことにより、商品及び役務の公正な取引の確保と消費者の利益保護に努めた。

事案処理等件数

区分	違反被疑事案受付件数 (うち違反件数)	相談件数
景品関係	0(0)	3
表示関係	16(12)	16

2 消費者の自立支援と協働（県民くらし安全局）

2(1) 消費者啓発・教育の推進

県民が自立した消費者として複雑・多様化した消費者問題に対処できるよう、啓発・教育を行い、意識の高揚を図った。

ア 各種講座等への講師派遣

平成 20 年度講座実施状況

(ア) くらしの講座

市町村等からの依頼により、県民が当面する消費者問題や、商品等について理解を深めるよう講師を派遣した。

97 回，5,389 人受講

(イ) 消費者教育推進事業

県民がライフステージに応じた消費者知識を習得できるよう、学校における消費者教育を普及するため、学校や教員の研修に講師を派遣した。

30 回，2,909 人受講

イ 常設展示・移動展示

消費者に適切な情報を提供するため、消費者情報センター内に常設展示室を設けたり、大学祭やイベント等で移動展示を行い、啓発に努めた。

平成 20 年度実施状況 移動展示 8 回開催

2(2) 徳島県消費者大学校の運営

複雑多様化する消費者問題に対応すべく、消費者問題について体系的、専門的に学ぶ消費者大学校を開講して、地域の消費者リーダーを養成するとともに、さらに大学院を設けて、消費者活動の指導者の養成にも努めた。

2(3) 消費者まつりの開催

毎年 5 月が「消費者月間」と定められており、この月間中「消費者まつり」を実施して消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供及び消費者教育・啓発を実施することにより、消費者の自立支援及び消費者団体の活動の活性化に努めている。

平成 20 年度開催状況

開催年月日	場 所	参加人員(人)
平成 20 年 5 月 23 日	徳島市・県郷土文化会館	600

2(4) 消費者ネットワークの構築

悪質商法などの情報を毎週1回メールマガジンで県民のパソコン及び携帯電話に配信するとともに、受信した情報など消費者に役立つ情報を広めてもらうことにより消費者情報センターと消費者をつなぐ「くらしのサポーター」を募り、消費者被害の未然防止に努めた。

平成 20 年度登録実績 183 名

6 危機管理対策の推進

1 危機管理対策の推進（危機管理政策課，県民くらし安全局）

1(1) 危機管理対策の推進

ア 危機管理体制の整備

県民の安全・安心を脅かす様々な危機事象が発生した場合において、本県における危機管理対応の基本的な枠組みを示す「徳島県危機管理対処指針」に基づき、県民の生命や財産等への被害を防止・軽減するため、日常における事前対策をはじめ、危機事象発生時における応急・事後の各対策を、全庁を挙げ、確実に実施できる体制の整備に努めた。

また、政策監の下、各部局の主管課長等で構成される「危機管理会議」を中心とし、高病原性鳥インフルエンザの発生への備えや、食の安全・安心の確保などに関し情報共有や周知徹底を図った。また、平成 21 年 2 月には、新型インフルエンザの発生に備え、『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』を改定した。

イ 国民保護法への対応

有事・テロ等の事態から県民の生命・身体・財産を保護し、県民生活への影響を最小とするため、平成 17 年度に策定した『徳島県国民保護計画』に基づき体制づくりを進めた。

また、平成 21 年 2 月には、関係機関の機能確認・関係機関相互の連携強化、県民の理解促進を図るため、国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関等が一体となった共同図上訓練を実施した。

1(2) 食の安全・安心の推進

ア 徳島県食の安全安心推進条例の運用

県民の健康保護及び消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的として条例を運用し、食の安全・安心施策を推進した。

イ とくしま食の安全・安心県民会議の開催

徳島県における食の安全・安心の確保及び食育の推進に関し、生産から消費に至る各分野の県民や有識者による意見交換などを通じて、相互に理解を深めるとともに、県の施策や関係者の取り組みに反映させた。

ウ 徳島県食の安全・安心推進会議の開催

食品の生産・流通・消費及び食育に関する事項を全庁的・横断的に協議する会議を組織し、食の安全・安心の推進策を検討した。

エ 「食の安全・安心情報メール(メールマガジン)」の運用

違反食品等の回収情報や食の安全・安心情報を、登録していただいた県民の皆様にもメールでお知らせすることにより、違反食品等の流通を停止し、市場から速やかに回収するとともに、食品に対する消費者の皆様への不安を解消することを目的に運用を行った。

オ 食の見て知って納得講座の開催等

県内における食の安全・安心のための取り組みや、その現場を見学するなど、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、講座を開催するとともに、食の知を向上するため普及啓発資料(食の安全・安心すごろく)を作成した。

2 消防防災運営体制の充実(危機管理政策課, 消防保安課, 警備課)

2(1) 初動体制の充実

ア 総合防災訓練等による初動体制の整備

種別	実施時期	実施場所	参加者等
徳島県総合防災訓練	9月1日	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町等	県, 阿南市, 消防防災航空隊, 防災センター, 警察, 消防, 自衛隊等
4県共同津波避難訓練	7月27日	徳島市 他8市町	3県, 沿岸市町村等
市町村図上訓練 (南海地震編)	11月11日	徳島市 (県自治研修センター)	市町村等
徳島県石油コンビナート等 総合防災訓練	11月6日	阿南市	県, 阿南市, 海上保安庁, 日本電工, 消防, 警察等
緊急地震速報の対応訓練	4月23日 12月1日	徳島市他	県職員, 来庁者等
近畿府県合同防災訓練	9月1日	大阪府大阪市	2府7県, 警察, 消防, 陸上自衛隊等
	8月31日~9月1日	大阪府岸和田市	
職員参集訓練	2月17日	徳島市, 松茂町, 北島町	県庁, 消防防災航空隊, 防災センター
図上訓練	1月16日	徳島市	県, 県内各市町村, 警察, 関係防災機関(自衛隊, 海上保安庁等)ライフライン関係機関等
全国非常通信訓練	6月25日	県内	5機関
〃	11月18日	県内・東京都	11機関
四国地方非常通信訓練	11月14日	県内	26機関
徳島県非常通信訓練	9月3日	〃	25機関
〃	1月15日~22日	〃	14機関

(次のページに続く)

(前のページの続き)

中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練	10月30日～31日	愛媛県松山市	中国・四国ブロック緊急消防援助隊等
広域緊急援助隊災害警備訓練	10月20日	牟岐町	警察，海部消防組合
中国・四国管区警察局合同広域緊急援助隊等災害警備訓練	11月11日～12日	広島県安芸郡	中国・四国管区内各県警察，陸上自衛隊等
四国4県共同防災訓練	2月13日	高知県	四国4県

2(2) 航空消防防災体制の整備

ア 航空消防防災体制整備事業

広域性，機動性を活かした救急・救助や火災防御等の消防防災活動を行っている本県消防防災ヘリコプターの効果的な運航を行った。

平成20年度消防防災ヘリコプター「うずしお」運航実績

活動の種類		出動件数	飛行時間	備考
緊急運航	救急活動	52	30:47	転院搬送，傷病者搬送
	うちドクターヘリ機能	38	22:22	
	救助活動	32	48:40	水難・山岳事故等の行方不明者の捜索救助
	災害応急活動	0	0:00	物資緊急搬送，情報収集等
	火災防御活動	2	1:42	林野火災消火・偵察活動
	広域災害応援活動	1	9:27	他県の林野火災消火等
計		87	90:36	
訓練活動等	災害予防活動	22	20:55	防災訓練参加，火災予防広報
	自隊訓練活動	105	115:51	自隊訓練活動，場外調査
	計	127	136:46	
一般行政活動		12	15:14	各種調査等
合計		226	242:36	

イ 消防防災ヘリ「ドクターヘリ機能」導入事業

消防防災ヘリに往路から医師が同乗し迅速な治療を行うドクターヘリ機能を導入するとともに，和歌山県ドクターヘリと相互応援協定を結ぶことにより，救命救急医療体制の充実強化を行った。

ウ 消防防災航空隊基地移転事業

徳島飛行場拡張整備事業に伴い，平成22年度に移転供用される新ターミナルビルの隣接区域に消防防災航空隊のヘリコプター基地を移転させるため，用地取得，造成及び建築設計を実施した。

2(3) 広域防災活動計画の策定

平成 20 年度 3 月に策定した自衛隊・消防・警察の広域応援部隊の活動拠点や支援物資の受け入れを具体的に示した，本県の受援計画である「徳島県広域防災活動計画」を，平成 20 年 9 月に実施した県総合防災訓練の場で検証することにより，防災体制のより一層の充実に努めた。

3 消防力の整備充実（消防保安課）

3(1) 消防施設・設備の整備充実

ア 市町村の消防力の充実強化

市町村の消防力の充実強化のため，下記のとおり消防施設等の整備を促進した。

種別	単位	国庫補助	計
耐震性貯水槽	基	8	8
防火水槽（林野分）	基	5	5
災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	団体	1	1
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車・高度救助用資機材	団体	1	1

3(2) 消防職（団）員の教育訓練の充実

ア 消防職員や消防団員に対する教育訓練の充実

消防職員や消防団員に対して，複雑多様化する災害への適切な対応方法と専門化する救急・救助，予防業務に必要な知識，技能を付与し，その向上を図るため，消防学校において充実した施設・設備を活用し，高度かつ実践的な各種教育訓練を実施した。

また，救急業務の重要性に鑑み，県内消防職員 12 名を救急振興財団の研修に派遣することにより救急救命士の養成を促進するとともに，既資格者 16 名を薬剤投与の追加講習に派遣した。

3(3) 防火対策の推進

ア 消防設備士講習の実施

防火対象物における消防用設備等の整備及び防火管理の徹底を図るため，消防設備士に対する講習を実施した。

イ 県民の防火意識の高揚

火災予防思想の普及を図るための各種啓発行事の実施について，市町村及び消防本部を指導するとともに，各種広報媒体を通じて県民に対し啓発を行い防火意識の高揚を図った。

種別	期間
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日
文化財防火デー	1月26日

3(4) 救急業務高度化の推進

消防機関が実施する救急業務の高度化を推進するため、関係者によるメディカルコントロール体制の構築について検討する「徳島県メディカルコントロール体制推進協議会」を運営した。

3(5) 市町村消防の広域化の促進

消防組織の広域・再編を進め、地域の消防対応力の充実・強化を図るため、「徳島県消防広域化推進計画策定委員会」を開催し、消防組織の組合せ案を審議するなど検討を進め、平成 20 年 8 月 15 日、「徳島県消防広域化推進計画」を策定した。

4 防災対策の推進（危機管理政策課，南海地震対策課，道路整備課，会計課）

4(1) 災害対応

ア 災害の発生状況と対応

県内各地で発生した局地的な集中豪雨に伴う風水害被害等に対して、災害対策連絡本部等を設置するなど、適切な対応に努めた。

4(2) 県立防災センターの運営事業

ア 管理運営事業

防災に関する体験学習，防災研修の場として活用するとともに，非常時における災害対策拠点として，県立防災センターの適切な管理運営を行った。

イ 防災啓発推進事業

防災週間，防災とボランティア週間等の機会を捉え，県立防災センターにおいて，岩手・宮城内陸地震，四川大地震による被害写真，自然災害への備えや災害ボランティア活動を紹介するパネル展示や防災ビデオ上映会等を開催する等，防災啓発の普及を図った。

また，防災知識の習得及び防災意識の向上を図るため，一般県民を対象に身近な話題から防災を考える「知っておきたい防災講座」や小学生等を対象に「夏休み子ども防災教室」や「夏休み子ども防災まつり」等を開催するとともに，県内の企業，団体の職員及び教職員を対象に，防災研修生受入事業を実施した。

さらに，平成 20 年 12 月 21 日，とくしま地震防災県民会議と連携し開催した「とくしま防災フェスタ 2008」の中で，「防災講演会」や徳島県の地震津波碑等のパネル展などを実施し，県民の防災への関心を高め，防災意識の向上を図った。

4(3) 防災情報管理システムの整備

ア システムの運用

防災気象情報共有化システム，被災状況提供システム，道路防災情報管理システムの運用を行い，普及に努めた。

イ とくしま防災メールの普及

携帯電話のメール機能を利用して防災情報の配信を行う「とくしま防災メール」の普及のため，平成 20 年 6 月にローソンとの協働事業として，県内ローソン各店舗で「名刺状カード」により県民への登録を呼びかけた。

ウ 全国瞬時警報システムを活用した情報伝達システムの整備

人工衛星を利用して、防災・危機事象情報を全国に配信する消防庁の「全国瞬時警報システム（J - A L E R T）」を活用した情報伝達システムにより、全庁LANを利用して「本庁」と「南部総合県民局美波庁舎」に自動起動により情報提供（庁内放送）を行うシステムの運用を平成 20 年 12 月に実施し、迅速・的確な初動体制の確保を図った。

エ 危機事象発生時にも県民への情報提供を継続的に行える情報ネットワークの整備

南海地震などの危機事象発生時にホームページへのアクセスが殺到してもスムーズな閲覧を実現させるためのキャッシュサーバの設置や、継続的な県民への情報提供を確保するための県外でのホスティングサーバを設置するなど、ホームページによる情報提供を円滑に行うことができる情報ネットワークの整備を図った。

オ 防災情報ポータルサイトの整備

防災や危機管理、食の安全・安心などの情報を県民に分かりやすく提供するため、これらの情報の入口、玄関となるポータルサイト「安心とくしま」の整備を図った。また、平成 20 年 6 月にローソンとの協働事業として、県内ローソン各店舗で県民への周知を図った。

4(4) 防災無線通信施設等の整備及び運営

ア 総合情報通信ネットワークシステムの管理及び運営

災害応急対策活動の基礎となる通信体制の確立及び行政情報の効率化等のため、県総合情報通信ネットワークシステムの適切な保守管理と有効な運営を図った。

イ ヘリコプターテレビ伝送中継システムの運用

消防防災ヘリコプターから撮影した被災映像等を県庁等でリアルタイムに受信し、災害対応を迅速に決定するとともに、その映像を既存の衛星通信システムにより全国に発信して支援を要請するためのシステムを運用し、図上訓練等各種訓練において活用するとともに、災害時において確実に機能が発揮できるよう、定期的に運用訓練を実施した。また、システムの機能維持を図るため保守点検委託を行った。

4(5) 災害活動拠点としての警察施設等の整備充実

ア 牟岐警察署耐震改修等整備事業

地域における防災拠点の整備を図るため、牟岐警察署の耐震改修に向けた実施設計等を実施した。

イ 警察航空隊基地移転事業

徳島飛行場拡張工事による平成 22 年度の新空港ターミナルビルの移転供用にあわせ、警察航空隊ヘリ基地についても移転することとし、用地取得、設計等を実施した。

5 南海地震対策の推進（南海地震対策課，南部総合県民局，西部総合県民局）

5(1) 南海地震対策の推進

ア 徳島県地震防災対策行動計画の推進

切迫性が高まる南海地震の発生に備え、地震防災対策を計画的かつ効果的に取り組むことにより被害を最小限に抑え、「地震に強いとくしま」を実現するために、平成 18 年 3 月に策定した「徳

島県地震防災対策行動計画」に基づき、最重要課題である県民の生命を守るために南海地震対策を推進した。

イ とくしま地震防災県民会議による県民運動の推進

「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指し、県民、事業者、防災関係者及び行政等が連携・協働するために設立した「とくしま地震防災県民会議」が中心となり、「とくしま防災フェスタ 2008」（来場者約 3,600 名）の開催や、防災活動アイデアコンテスト（応募数 14 団体）などを実施し、県民総ぐるみで南海地震に備える県民運動を展開した。

ウ 「寄り合い防災講座」の実施

地域の寄り合いや各種団体の研修会等に職員が出向き、南海地震の特徴などを分かりやすく説明し、家庭や地域でできる防災対策について住民と考える「寄り合い防災講座」を年間 253 回実施した。

エ 大学との連携による地域防災推進員の養成

地域の防災リーダーとして地域の防災活動に行政と協働して取り組む「地域防災推進員」を養成するため、徳島大学に委託し、同大学が開講する教養科目「災害を知る」「災害に備える」全 32 回を社会人と学生合わせて 189 人が受講し、うち 118 人が修了した。

オ 津波避難施設の整備促進

津波避難困難地域を解消するため、国庫補助制度を活用し、市町が実施する避難施設等の整備を促進した。（整備市町村 2 町）

カ 地域防災力強化促進事業

市町村が行う自主防災組織の結成及び活動活性化を支援する事業、住民の防災意識の向上に資する事業に対して補助を行い、地域防災力の強化促進を図った。

キ 「南海地震対策推進パートナー」の育成

県職員及び県職員 OB から有志を募り、それぞれの者が居住する地域において、自主防災組織の結成促進や活動の活性化等、地域防災の強化について地域に働きかける「南海地震対策推進パートナー」として 264 人が応募し、平成 20 年 9 月に、このパートナー応募者への集合研修を圏域ごとに実施した。

ク 災害ボランティア活動環境整備事業

徳島県社会福祉協議会と連携し、平成 20 年 9 月 30 日、10 月 1 日、10 月 2 日に災害ボランティア活動に重要な役割を果たすボランティアコーディネーターを養成するための研修会を開催（参加者 114 人）、平成 21 年 1 月 31 日には、災害救援ボランティア講演会・シンポジウムを開催（参加者 78 人）し、地域防災力の強化や災害時のボランティア活動について理解を深め、防災意識の啓発を図った。

ケ 徳島県災害ボランティア連絡会の活動による関係団体相互の連携・協力の推進

災害時におけるボランティア活動の迅速かつ円滑な体制の確立を推進するために設立した「徳島県災害ボランティア連絡会」が中心となり、ボランティア関係団体相互における連携・協力の促進を図った。

コ 自主防災組織リーダー研修会の開催

平成 20 年 11 月 24 日に県立防災センターにおいて、「自主防災組織リーダー研修会」を開催した。自主防災組織関係者等 63 人が参加し、専門家による講義や災害図上訓練を実施し、自主防災組

織の活性化や組織づくりを積極的に推進できる人材の養成を図った。

サ 徳島県自主防災組織交流大会の開催

自主防災組織の結成及び活動の充実強化を図るため、自主防災活動に関し、特に優れていると認められる4団体、1市1町に対し、平成21年3月28日、知事表彰を行うとともに、「とくしま円卓会議」を併せて開催した。

シ 徳島県自主防災組織連絡会による自主防災組織相互間の連携促進

自主防災組織の活動の輪を県下一円に広げ、自主防災組織を強化充実するために設立した、「徳島県自主防災組織連絡会」が中心となり、自主防災組織相互間の連携による防災活動の活性化を図った。

5(2) 南部圏域における地域防災力の強化

ア 県民防災意識の啓発

南海地震発生時の死者ゼロを目指し、寄り合い防災講座やサテライト防災講座を開催するとともに、「南部圏域地域防災力強化総合事業」として、観光事業者・観光客を対象とした津波避難訓練や小・中学生を対象とした避難所体験訓練を実施し、防災意識の啓発による津波避難対策や孤立化対策に重点的に取り組んだ。

イ 行政の災害対応能力の強化

行政の災害対応能力の向上を図るため、圏域内の防災関係機関で構成する南部防災対策連絡会議を開催し、南部圏域における防災体制の強化を図るとともに、災害時における各機関の役割や連絡体制等を整理した災害対応マニュアルについて、見直しを行った。

ウ 南部防災拠点施設の整備

南海地震発生時の活動拠点の整備に向けて、前年度に策定した「南部防災拠点基本構想」を踏まえ、施設の実施設計・地質調査を行い、本体工事に着手した。

5(3) 西部圏域における地域防災力の強化

県西部は、地すべり防止区域等の危険区域が県全体の約50%を占め、孤立化が発生する可能性が高い。そこで、住民の孤立化対応能力の高揚を図るため、次のとおり「住民参加による西部防災力アップ事業～孤立化に強い地域づくり～」を実施した。

ア 孤立化対策研修会の開催

住民が孤立化対応の基礎的知識や防災技術、備えについて学ぶことにより、地域防災力を高めるため、美馬市木屋平地区の自主防災会会員等を対象に研修会を開催し76名が参加した。

イ 孤立化に強い地域づくりワークショップの開催

西部圏域の代表的な孤立化地域における災害時の生活維持、緊急連絡方法、保健医療対策、高齢者等要援護者対策などの防災上の課題に対して、住民や自主防災組織、防災関係機関で構成したグループにおいて対策を検討した。4回開催し、延べ246名が参加した。

ウ 孤立化対応訓練の実施

ワークショップで検討した自助、共助などの孤立化対策について、住民、自主防災組織、消防機関などの関係機関が協働し、図上訓練及び実地訓練を実施し、延べ168名が参加した。また、その成果を基にした孤立化対策の手引き書（住民向け孤立化対策啓発冊子及びパネル）を作成し、普及啓発した。

6 危険物の保安の確保（消防保安課）

6(1) 危険物の保安の確保

ア 自主保安体制の強化

火薬類をはじめ，一般高圧ガス，LP ガス，石油類の各種許認可申請時に厳正な審査を行うとともに，各種講習会等を通じ，自主保安体制の確立，災害事故の未然防止対策等について指導監督に努める一方，各事業所への立入検査及び保安調査を行った。

7 交通安全対策の推進

1 道路交通環境の整備（道路整備課，交通規制課）

1(1) 交通安全施設等の整備充実

ア 交通安全施設等の整備充実

社会資本整備重点計画法及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき，あんしん歩行エリアや事故危険箇所における事故抑止対策の実施や高齢者，身体障害者をはじめ，ひとにやさしい歩行空間の整備，渋滞路線の円滑化対策の実施及び道路の新設・改良に伴う交通信号機の整備を実施するとともに，交通情報提供システム（AMIS）の整備拡充のための光ビーコンの増設等を実施した。

県土整備部

事業別	事業内容	単位	平成 20 年度		H20 年度末での整備目標
			事業量	事業費	
国 補 事 業	自転車歩行者道等	km	1.4	千円 1,121,000	あんしん歩行エリア (平成 20 年度指定分)の 事業実施箇所数 【H20 0箇所 H24 5箇所】 事故危険箇所(県管理) (平成 20 年度指定分)の 事業実施箇所数 【H20 0箇所 H24 19箇所】
	交差点改良	箇所	1	27,000	
	電線共同溝	km	0.01	20,000	
	小計(1種事業)			1,168,000	
	国補事業計			1,168,000	
単 独 事 業	自転車歩行者道等	km	1.0	252,860	
	小計(1種事業)			252,860	
	道路標識・道路照明 防護柵・区画線等	式	1	113,557	
	小計(2種事業)			113,557	
	単独事業計			366,417	
合計(国補事業+単独事業)				1,534,417	

公安委員会

事業内容		単位	平成20年度		
			事業量	事業費(千円)	
補助事業	交通管制中央	式	1	36,300	
	交通管制	集中制御機	基	24	58,190
	端末装置	情報収集提供装置	基	2	1,665
	信号機新設		基	7	23,497.3
	道路標識		式	1	27,602.4
	信号機改良等		式	1	209,677.5
	補助事業計				356,932.2
単独事業	信号機新設		基	7	30,773
	信号機改良等		式	1	73,861.8
	道路標識		式	1	34,456.8
	道路標示		式	1	75,398.4
	単独事業計				214,490
合計				571,422.2	

県土整備部（公安委員会執行分）

交通安全施設整備調整事業

事業内容	単位	事業量	事業費(千円)
交通信号機新設	基	2	22,060.5
計			22,060.5

イ 効果的、合理的な交通規制の実施

道路の新設・改良及び交通流・量の変化に即応した合理的な交通規制を実施するとともに、通学路の安全対策を中心とした交通規制の点検・見直しを推進した。また、事故危険箇所及びあんしん歩行エリア対策として、交差点改良を行うとともに、子供や高齢者等に配慮した交通信号機の整備及び交通規制を実施する等、総合的な交通管理対策を推進した。

主要交通規制実施状況

規制種別	箇所数	延長等
最高速度	12	5,660 m
はみ出し禁止	5	2,235 m
駐車禁止	8	2,770 m

(次のページに続く)

(前のページの続き)

横断歩道	33	37 本
自転車横断帯	19	16 本
自転車歩道通行可	42	39,428 m
一時停止	36	41 本
進路変更禁止	1	30 m
進行方向別通行区分	2	30 m
車両通行帯	1	100 m

2 交通安全意識の普及高揚（県民くらし安全局，交通企画課）

2(1) 交通安全教育の充実

ア 体系的な交通安全教育の推進

(ア) 交通安全講習等の開催状況

種 別	回数(回)	参加者(人)
安全運転管理者等	23	1,098
運転者	163	6,408
高齢者	533	25,199
小・中・高校生	466	67,922
幼児	309	20,036
その他	385	18,134
計	1,879	138,797

(イ) 交通安全教育ビデオの貸出

種 別	回数(回)	延べ人数(人)
一般	106	11,022
幼児	10	2,830
小・中・高校生	3	2,300
高齢者	22	1,542
計	141	17,694

(ウ) 交通安全教育推進協議会との連携

地域における交通安全教育推進体制の確立を目的として、市町村・郡あるいは警察署単位で設置している交通安全教育推進協議会（8市12町，交通安全教育指導員16名）と連携し，特に，子供，高齢者に対する交通安全教育を推進した。

2(2) 交通安全活動等の推進

県民の交通安全意識の高揚と正しい交通ルールの実践について啓発を図り，交通事故の防止に努めた。

ア 交通安全運動等の推進

種 別	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
全席シートベルト着用300日作戦	4月1日～12月31日
シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動	6月1日～7月31日
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
高齢者交通安全県民運動	11月21日～11月30日
飲酒運転撲滅月間	12月1日～12月31日
年末年始の交通安全県民運動	12月10日～1月10日
交通死亡事故多発警報の発令に伴う 死亡事故緊急抑止対策	4月11日～4月20日（全県）
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日，9月30日
高齢者等にやさしくする日	毎月5日
シートベルト等着用推進デー	毎月10日
県民交通安全参加日	毎月20日

イ 交通安全関係団体の指導，育成

(ア) 交通安全指導者講習会の開催状況

種 別	回数（回）	延べ人数（人）
交通安全母の会研修会	1	130
交通安全教育指導者研修会	1	16
高齢者交通安全推進員研修会	15	795
計	17	941

(イ) 安全運転管理の徹底

事業所における安全運転管理の充実を図り，事業活動に伴う交通事故を防止するため，次の施策を推進した。

a 安全運転コンクールに対する指導

平成 20 年 9 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの 4 か月間、社団法人徳島県安全運転管理協会が主催した事業所の安全運転コンクール（参加 126 事業所、4,619 人）が効果的に行われるよう指導した。

b 安全運転管理者等講習会の実施

県下 5 会場で補充講習を含めて 23 回にわたり安全運転管理者等講習を実施した。

c 安全運転管理者選任事業所に対する自主的交通安全活動の促進指導

会報等を通じて各種の交通情報を提供するなど、事業所の自主的な交通安全活動を促した。

(ウ) 高校交通マナーアップクラブの活動の推進

「徳島県高等学校交通マナーアップクラブ連合会」（県下 15 地区 48 校）による登下校時の街頭指導や交通安全キャンペーン等の自主的活動を促し、高校生の交通事故防止と交通マナーの向上を図った。

(I) 交通関係機関及び団体等との連携の強化

a 各種交通安全キャンペーンの実施

各季の交通安全運動の機会を捉え、関係機関及び団体等と緊密な連携を図り、後部座席を含むシートベルト及びチャイルドシートの着用、飲酒運転の撲滅、交差点ルールの遵守、高齢者の交通事故防止、早めのライト点灯と反射材の活用等地域に密着した交通安全キャンペーンを展開した。

b シルバーセーフティチームによる高齢者宅訪問活動の推進

老人クラブ等への組織未加入高齢者に対する訪問指導を行うシルバーセーフティチーム（県下 165 チーム、6,452 名）を編成し、同チームによる交通安全指導及び反射材の配布、着用指導を実施した。

c 交通安全広報の推進

報道機関に対する迅速、的確な素材提供による広報やパンフレット・チラシの作成配布のほか、幅広い広報媒体を活用して効果的な広報に努めた。

ウ 交通事故防止対策の推進

(ア) 「交通事故ゼロ運動」の推進

年間を通じて、運転は「思いやり」「ゆずりあい」の気持ちを基本に「交通事故ゼロ運動」を推進し、交通ルールの遵守とマナーの向上を図った。

(イ) 全席シートベルト着用 300 日作戦の推進

4 月 1 日から 12 月 31 日にかけて実施した「全席シートベルト着用 300 日作戦」において、後部座席を含むシートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底に努めた。

(ウ) 高齢者対策の推進

a 高齢ドライバー講習の開催

高齢ドライバーを対象とした安全運転講習を実施した。（9 回、189 人）

b 高齢者自転車安全運転競技大会の開催

高齢者を対象とした自転車安全運転競技大会を実施した。（県下 13 チーム 102 人）

c 高齢者交通安全推進員制度の積極的な運用

高齢者交通安全推進員の積極的な活動を推進し、高齢者を対象とした交通安全街頭活動を実施した。

d 高齢者個別指導の推進

交通安全母の会会員が高齢者宅を訪問し、高齢者に対する個別指導を実施した。

(I) 若者の交通事故防止対策の推進

各季の交通安全運動の機会において、無謀運転の追放を展開したほか、高校生に対する二輪安全運転講習会の開催等により、交通安全意識の高揚を図った。

(オ) 飲酒運転追放の推進

12月を「飲酒運転撲滅月間」と定め、県、市町村、警察、関係団体などが一体となり、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を展開した。

(カ) 自転車運転マナーアップの推進

高校生を対象に自転車の交通法規等について講習会を実施した。(6回, 999人)

3 効果的な運転者対策の推進(運転免許課)

3(1) 運転者教育の充実強化

ア 高齢運転者に対する交通安全教育の充実強化

運転適性相談業務の適切な実施に努め、加齢に伴う身体機能等の衰えを自覚させるための適性検査を積極的に実施するとともに運転技能診断の普及に努めた。

イ 各種講習の実施状況

講習種別	受講者数(人)
新規運転免許取得時講習	1,731
更新時講習	92,734
自動車教習所職員講習	367
停止処分者講習	2,880
取消処分者講習	202
違反者講習	1,103
初心運転者講習	301
高齢者講習	14,058
特定任意講習	0
計	113,376

ウ 指定自動車教習所への指導監督の強化

指定自動車教習所に対して、立入検査、検定立会及び指導員等に対する法定講習を実施するなど指導監督を強化した。

3(2) 危険運転者の早期排除

飲酒、ひき逃げ等悪質・危険な運転者に対しては、運転免許の仮停止・準仮停止制度を適正かつ積極的に運用し、行政処分を迅速・的確に行うなど道路交通の場からの早期排除に努めた。

3(3) 県民の利便性の確保と負担の軽減

平成 21 年 1 月 4 日から運転免許証の IC カード化を実施し、運転免許証の偽変造の防止、個人情報保護等を図り、県民の利便性の確保に努めた。

また、70 歳以上の高齢者を対象とする特定任意高齢者講習は、更新申請する 6 か月前から受講できるため、指定自動車教習所 17 校に業務委託し、受講者の利便性の向上に努めた。

3(4) 被害者対策の推進

交通被害実態の啓発活動については、平成 20 年度中の停止処分者講習受講者を対象に、交通事故被害者及び遺族の悲惨な実態等を収録したビデオを視聴させるなどの被害者対策を実施し、運転者の安全意識の向上を図った。

4 道路交通秩序の確立（交通指導課）

4(1) 効果的な指導取締りの実施

ア 重点指向した指導取締りの実施

交通死亡事故等に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点指向した効果的な指導取締りを実施した。

イ シートベルト非着用者に対する指導取締りの実施

全席シートベルト着用の徹底を図るため、「シートベルト着用指導特別取締隊」を結成し、高速道路・主要幹線道路等において、指導取締りを実施した。

ウ 放置駐車に対する指導取締りの実施

放置車両確認事務の民間委託によって、効果的な放置駐車取締りを実施した。

5 交通事故被害者救済対策の充実（県民くらし安全局）

5(1) 交通事故相談体制の充実

交通事故相談所において専門の相談員及び弁護士による相談を実施した。

区 分	面接相談	電話相談	計
件 数	88 件	519 件	607 件

5(2) 交通遺児の健全育成

徳島県交通遺児育成会が実施する奨学金支給等、交通遺児の健全な育成を図る事業に対して、800,000 円の県負担金を交付した。

奨学金支給状況

支給金額	奨学金支給児童・生徒数			
	小学生	中学生	高校生	計
6,634,000 円	45 人	28 人	29 人	102 人

8 治安の確保

1 地域安全対策の推進（県民くらし安全局，会計課，生活安全企画課，地域課，通信指令課）

1(1) 交番・駐在所の生活安全センター化

ア 住民が立ち寄りやすく相談しやすい施設の整備

板野警察署管内の藍住町内では，徳島北環状線の開通・大規模量販店等の進出等急激な都市化傾向の進展により，各種事件事故等が増加し，勤務員の負担増による治安への影響が憂慮され，特に夜間における警察力の確保が必要となったため，町内 2 箇所の駐在所（矢上駐在所，徳命駐在所）を廃止統合して藍住町西交番を新設し，藍住町における初動体制の強化を図るとともに，住民の利便性を向上させた。

イ 地域住民への情報提供機能の充実

地域住民が自主的に行う地域安全活動がより効果的になるように，地域警察官が巡回連絡で各家庭や事業所を訪問した際，あるいは，各種地域の行事に参加した際に犯罪情報について直接説明したり，「ミニ広報紙」，「交番速報」の発行や，不在家庭等に対する「パトロールメモ」の配付を行い，地域安全情報の提供を行った。

また，犯罪発生状況や形態等を詳細に分析し，街頭犯罪や侵入犯罪・不審者情報を地図上に表示する「犯罪情報地理分析・提供システム」を活用し，県警ホームページで公開するとともに，「子ども 110 番の家」等の協力者や学校関係者等に対して不審者情報や地域安全情報を配信する「安心メールシステム」に自動登録制度を導入し，防犯ボランティア，保護者等に積極的に情報を提供した。

さらに，「地域の安全を守る会」等の地域防犯ボランティアと協働して，各地域の犯罪発生状況等に応じた地域安全キャンペーン，各種防犯訓練，防犯診断及び被害防止のための防犯教室の開催等の活動を展開し自主的地域安全意識の高揚を図った。

ウ 交番勤務員の不在対策

空き交番の解消と良好な市民応接を確保するため，県下の全交番 25 ヶ所に交番相談員（警察官 OB，非常勤特別職）を配置しているが，平成 20 年度は，18 ヶ所の交番に複数配置して，交番機能の強化を図った。

1(2) 防犯対策の充実

ア 地域安全ボランティア活動の支援及び育成

(ア) 地域安全ボランティア活動の支援

防犯ボランティア団体に対し，身近な犯罪の発生状況や被害防止等地域の安全確保に必要な情報を提供したほか「地域安全安心ステーション」モデル事業に代表される防犯ボランティアの装備等に対する支援を実施した。

また，青色回転灯装着車（339 台）の拡充を図り，防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施など子どもの安全確保や地域社会の安全と安心を守るための各種活動の支援を図った。

(イ) 職域防犯組織や学生ボランティアによる地域安全活動の推進

金融機関，深夜スーパー，カラオケボックス等既存の職域防犯組織の活性化を図るとともに防犯ボランティア組織の参加による地域安全活動の裾野拡大に努めた。

特に，学生等に対しては，積極的な社会参加を呼びかけ，大学，専門学校及び高校生によるボランティアによる各種地域安全活動を推進した。

イ 地域安全推進事業の実施

(ア) 街頭犯罪通報システム（スーパー防犯灯）の整備

女性や子どもを守り身近な街頭犯罪を防止するため，徳島市内中心部の繁華街等にスーパー防犯灯 6 基（17 年度 2 基設置，18 年度 4 基設置）を設置し，事件・事故発生時における迅速・的確な通報体制の確保及び犯罪に遭いにくい環境の確保による犯罪の未然防止を図った。

(イ) 「子ども 110 番の家（車）」の拡充等による子どもを犯罪から守る活動の推進

子どもが誘拐等の凶悪事件に遭うことなく，安心して登下校できるように通学路や公園等の周辺の民家，商店等を県下全域で 12,771 箇所を「子ども 110 番の家」に指定するとともに県内の企業・団体の営業車両等 8,011 台を「子ども 110 番の車」に指定するなどして，子どもを犯罪から守る活動を推進した。

(ウ) 長寿社会対策の推進

高齢者の保護と社会参加活動の促進を目的として，高齢者を対象に悪質商法被害防止教室，振り込め詐欺被害防止教室，高齢者交通安全教室等を開催するなど，高齢者の被害及び事故防止対策を推進した。

ウ 安全で安心なまちづくり推進事業の実施

(ア) 安全で安心なまちづくり推進大会の実施

安全で安心なまちづくりの意識啓発を目的として，推進大会を実施した。

開催日 平成 20 年 10 月 10 日

場 所 徳島県立総合教育センター

参加者数 350 人

主な内容 防犯功労者表彰，啓発事例発表など

(イ) 防犯ボランティア団体リーダー養成研修

自主防犯活動の推進を図るため，防犯ボランティア団体リーダー養成研修を県内 3 箇所で開催した。

1(3) 初動捜査体制等の強化

ア 広域自動車警ら隊の活動強化

平成 15 年広域自動車警ら隊本隊が発足，平成 18 年度には南部分駐隊の活動拠点を阿南警察署に移転し，西部分駐隊と併せ，県下のほぼ全域をカバーできるようになり，夜間における初動体制及び機動力が増強された。

平成 20 年度は，警察署パトカーとの有機的連携により初動対応力の更なる強化を図ったほか，廃止駐在所管内のパトロールを強化するなど，県民の体感治安の向上に寄与した。

イ 通信指令システムの高度化

現在の犯罪情勢に対応するため，平成 20 年度に通信指令システムの一部を改修して，携帯電話位置情報表示システムを導入し，より迅速的確な初動指揮・指令を実施した。

ウ 警察航空隊の機体更新を見据えた育成

平成 22 年度に予定されている警察航空隊ヘリの機体更新に伴い、隊長以下 2 人が米国等において講習を受け、次期ヘリコプターの運行に必要な操縦士資格免許を取得した。

2 暴力団排除活動の推進（組織犯罪対策課）

2(1) (財)徳島県暴力追放県民センターにおける活動の充実

県下における暴力団排除活動の中核である(財)徳島県暴力追放県民センターに対し、

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく事業所責任者講習
- ・ 企業暴排セミナー

等の活動に関する支援を積極的に行い、県民の期待に応えた。

種別	回数	受講者数（実施対象）
責任者講習	27 回	1,145 人（事業所，公務所）
企業暴排セミナー等	37 回	2,236 人（職域団体）

2(2) 地域暴排組織及び職域暴排組織の活性化

行政機関及び職域組織主催による暴力排除会議等における講演，資料提供等暴力団排除活動への支援を行い，組織の活性化に努めた。

2(3) 暴力団被害者等の保護対策の徹底

暴力団対策法運用及び暴力団被害関係者 3 人に対して，緊急通報装置を貸し出すなどして保護対策を徹底した。

3 被害者支援活動の推進（警務課）

3(1) 職員に対する被害者支援等の周知徹底

県警察学校の各種専科教養及び各警察署内での職場教養などを通じて職員に対する指導・教養に努め，被害者等の心情・ニーズに配慮した対応の浸透を図った。

3(2) 犯罪被害者支援組織との連携強化及び民間被害者支援団体の設立支援

ア 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会等との連携強化

平成 20 年 8 月 27 日，徳島県犯罪被害者支援連絡協議会の総会を開催して会員相互の連携強化と活性化を図ったほか，総会に併せて社団法人みやぎ被害者支援センター事務局長による特別講演会を開催して被害者支援の意識向上等に努めた。また，各警察署においても地区犯罪被害者支援連絡協議会の総会を随時開催し，関係会員間の連携強化と活性化に努めた。

イ 民間被害者支援団体の設立支援

民間被害者支援団体の設立に向け，財政的基盤の確保等各種支援活動を推進した。

3(3) 被害相談窓口等の広報

ア 街頭キャンペーンの実施

平成 20 年 11 月 29 日、J R 徳島駅前において徳島県犯罪被害者支援連絡協議会との共催による街頭キャンペーンを実施し、通行人に対してリーフレット等配布した。

4 犯罪即応体制の強化（警務課，捜査第一課）

4(1) 犯罪の国際化へ対応

県外に拠点を設ける外国人犯罪グループによる組織窃盗等が連続発生する可能性が強く、加えて、偽装結婚や偽装認知等が秘密裏に敢行されていることから、これら来日外国人による犯罪に的確に対応しうる捜査員の育成強化に努めた。

ア 国際捜査研修制度の充実

部外通訳者を介さず、警察官自らが外国人被疑者を取調べ或いは外国人被害者等から事情聴取が出来るよう、高いレベルの語学力を備えた捜査官を育成するため、国際捜査研修所における北京語の語学研修（1 人）、民間委託によるヴェトナム語の会話教養（1 人）、台湾の現地における北京語の海外研修（1 人）をそれぞれ実施した。

イ 通訳体制の充実

取り扱いの多い北京語を中心として、18 言語・52 人の部外通訳者を確保し、通訳体制の強化を図った。

5 銃器対策の強化（組織犯罪対策課）

5(1) 水際防止システムの整備・充実

近年、暴力団対立抗争等に伴う発砲事件、けん銃等の銃器を使用した凶悪事件の発生が後を絶たず、しかも、けん銃の一般社会への拡散化が窺われるなど依然として厳しい情勢にある。

このため、各種装備の整備及び税関・海上保安庁など関係機関・団体等との連携をより強化した。

5(2) 広報啓発活動の推進

けん銃等の違法銃器を根絶するためには、県民一人ひとりが違法銃器に対する拒絶の意思を高める必要があることから、チラシ・リーフレット・駐在所発ミニ広報紙の発行、街頭キャンペーンのほか、平成 20 年 5 月 1 日、全国一斉運用開始に係る「けん銃 110 番報奨制度」について、積極的な広報啓発活動を推進し、県民総ぐるみによる総合的な施策を推進することにより、銃器を拒絶する社会環境づくりを行った。